

○青森市の取り組み

年度	国の動き	市の対応
H16	<ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生法施行令の改正(平成16年10月施行) ⇒石綿の含有量が1%を超える建材、摩擦材等の石綿含有製品の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止 	
H17	<ul style="list-style-type: none"> 石綿障害予防規則の制定(平成17年7月施行) ⇒建築物の解体等の作業における石綿ばく露防止対策等について規定 	<ul style="list-style-type: none"> 全市有施設1,471施設(建築年次や面積、木造・非木造の区別なし)について、アスベスト含有吹付け材の使用調査を実施した。 <p>【調査結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> アスベスト含有の可能性のある170施設について、アスベスト含有の有無調査(定性分析：X線回折分析法)を実施した結果、40施設をアスベストを使用している施設と判定(※)した。 <p>(※)「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法」(H17.6.22基発第062200号)に基づき、石綿が0.5%以上含有されている施設をアスベスト使用施設とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 40施設のうち飛散防止工事等対応済みの3施設を除く、37施設について、アスベスト浮遊濃度調査及び年2回の目視点検を行い、施設の安全管理に努めることとした。 なお、損傷、劣化等による基準値以上の飛散の恐れがある場合は、計画的に除去等の処置を行うこととした。
H18	<ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生法施行令の改正(平成18年9月施行) ⇒規制の対象範囲が拡大され、石綿の含有量が「1%を超えるもの」から「0.1%を超えるもの」に改正 	
H19～	<ul style="list-style-type: none"> 労働基準局通達(平成20年2月) ⇒国内で未使用とされていたアスベスト3種(アクチノライト、アンソフィライト、トレモライト)の調査の徹底を指示 	<ul style="list-style-type: none"> アスベスト3種が対象範囲として拡大したことに伴う含有量調査は行わないが、平成17年度に含有なしと判定された施設であっても、アスベスト使用の可能性のあるものと判断し、監視対象建築物を165施設(※)に拡大し、アスベスト浮遊濃度調査及び年2回の目視点検を実施することとした。 <p>(※)アスベスト含有の可能性のある170施設のうち、解体等で対象外になった施設を差し引いた施設数</p>